

## FACE CASH（顔認証取引サービス）利用規定

このFACE CASH（顔認証取引サービス）利用規定（以下「本規定」といいます。）は、株式会社セブン銀行（以下「当社」といいます。）の提供する顔認証取引システム（以下「本システム」といいます。）を利用して「セブン銀行取引規定」に定めるATM取引（当社の現金自動預払機に限ります。）の方法により当社所定の取引を行うことができるFACE CASH（顔認証取引サービス）（以下「本サービス」といい、第2条で定義します。）についてご利用いただく場合の条件を定めたものです。お客さまは、本規定に同意いただいた場合のみ、本サービスを利用することができます。

### 第1条（規定の適用範囲）

本規定は、本サービスをご利用いただく際に適用されます。本サービスに関して、本規定に定めのある事項については、「セブン銀行取引規定」をはじめとする当社の定める他の規定（以下「取引規定等」といいます。）に優先して適用されます。また、特段の定めがない限り、取引規定等の定めは本サービスにも適用されるものとし、本規定に定めがない事項については、取引規定等の定めが適用されます。

### 第2条（定義）

1. 「顔認証」とは、お客さまが本サービスを利用するにあたり、本人であることの確認手段としてお客さまの容貌の情報（以下「顔情報」といいます。）を用いる認証方法のことをいいます。
2. 「登録顔情報」とは、お客さまが当社に登録した顔情報をいいます。
3. 「顔認証パスコード」とは、お客さまが本規定に基づき、顔情報を登録した際に当社が払い出し、お客さまに通知する英数字混在のパスコードのことをいいます。顔認証パスコードはお客さまごとに一意に発行されるものであり、顔認証取引時に入力していただきます。
4. 「本サービス」とは、本システムを用いて顔認証パスコードの入力および顔情報と登録顔情報との照合を行い、その同一性が確認できた場合に、お客さまは登録された本人口座において入出金および残高照会の取引を行うことができる顔認証取引サービスをいいます。
5. 「登録カード」とは、お客さまが本規定に基づき顔情報を登録した際に登録したキャッシュカードをいいます。キャッシュカードを何らかの理由により再発行した場合は、再発行後のキャッシュカードをいいます。

### 第3条（本サービスの利用）

1. 本サービスの対象は、当社口座名義人本人に限ります。利用にあたっては、第4条で定める当社所定の手続き（顔情報の登録）を行ってください。
2. お客さまが複数枚のキャッシュカードを所有している場合においても、登録カードとして利用できるものは一枚のみになります。
3. 本サービスの利用にあたり、顔情報に紐づけて登録する携帯電話番号は一口座一つです。
4. 以下の場合、当社は本サービスの利用をお断りします。

- (1) 本サービスを提供することが技術上その他の理由により困難なとき
- (2) 代理人カード、法人カード、入金専用カードで顔情報の登録・更新を実施しようとしたとき
- (3) その他当社が適切でないと判断したとき

#### 第4条（顔情報の登録・更新）

1. お客さまは、ATMの画面表示その他当社所定の手順に従って、ATMに利用する口座のキャッシュカードを挿入のうえ、暗証番号を入力します。その後、顔情報および携帯電話番号の登録を実施します。登録が完了すると本システムより登録した携帯電話番号（以下「登録電話番号」といいます。）宛にショートメッセージサービス（以下「SMS」といいます。）で顔認証パスコードを通知します。
2. お客さまは、経年・不慮の事故等何らかの理由により顔情報に変更があった場合、または当社所定の回数以上、登録顔情報との照合ができず、顔認証機能を制限または停止した場合、当社所定の手続きを実施することで、顔情報について更新することができます。更新手続きが実施された際、本システムより登録電話番号宛にSMSで登録済みの顔認証パスコードを再度通知します。
3. お客さまは、ご利用になる携帯電話番号に変更があった場合、第6条に定める方法により登録の解除を行ったうえで、第1項に定める方法により登録することで本サービスの登録電話番号を変更することができます。

#### 第5条（取引利用）

1. 本サービスでは、以下のお取引を行うことができます。
  - (1) 現金のお預入れ
  - (2) 払戻し
  - (3) 残高照会
2. 本サービスを利用したお取引をする際は、ATMの画面に表示された操作手順に従って顔認証を実施したうえで、顔認証パスコードや登録カードの暗証番号の入力等の所定の操作を行ってください。
3. 当社は、本サービス利用時に入力された顔認証パスコードと登録顔情報により、登録カードの口座情報を取得し、その後、入力された暗証番号と登録カードの暗証番号が一致することを、当社所定の方法にて確認することで本人確認を行います。
4. 経年等何らかの事由で容貌が変化した場合、登録顔情報との照合ができないことがあります。この場合、お客さまは第4条第2項の方法により顔情報の更新手続きが必要です。
5. 当社所定の回数以上、登録顔情報との照合ができなかった場合、当社は当該登録口座にかかる顔認証機能を制限または停止します。この場合、お客さまは第4条第2項の方法により顔情報の更新手続きが必要です。
6. 現金のお預入れは、当社所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりのお預入れは、当社所定の枚数の範囲内とします。なお、ATMの収容能力を超えるような大量のお預入れを繰り返すことにより、ATMの運用に支障をきたすおそれがある場合、当社はATMによるお預入れを一時停止できるものとします。
7. 本サービスによる払戻しの1日あたりの引出限度額は、当社所定の金額の範囲内とします。ただ

し、お客さまが当社所定の金額の範囲内でお客さま独自の引出限度額を届出た場合は、その金額の範囲内とします。また、当社は1日あたりの引出限度額をお客さまに事前に通知することなく変更する場合があります。

8. 本サービスによる払戻しは、当社所定の金額単位で行うものとします。また、1回あたりの払戻しは、当社所定の金額の範囲内とします。
9. 本サービスによる払戻しの際は、払戻時に当社所定のATMのご利用に関する手数料（以下「ATM利用手数料」といいます。）をお支払いいただきます。
10. 本サービスによる払戻しにおいて、払戻金額とATM利用手数料の金額との合計額が預金残高を超えるときは、当該払戻しは取扱いできません。

#### 第6条（顔情報の登録の解除）

1. お客さまは当社所定の方法により顔情報の登録を解除することができます。
2. 顔情報の登録後、顔認証の利用がないまま2年間を経過した場合は、顔情報の登録を解除します。これによってお客さまに損害が生じても、当社は一切責任を負いません。
3. 当社口座を解約した場合、当社は一定の期間経過後に顔情報の登録を解除します。解除までの期間、顔認証を実施することはできませんが、お取引はできません。口座解約後の顔認証のご利用を止めたい場合は、口座解約前に予め第1項による顔情報の登録の解除をお願いします。
4. 顔情報の登録が解除された場合において、お客さまは改めて第4条第1項の方法により顔情報の登録を行うことができます。

#### 第7条（利用停止等）

当社は、お客さまが次の各号のいずれかの事由に該当した場合または当社が該当したと判断した場合は、お客さまによる本サービスの全部または一部の利用を停止すること、または顔情報の登録を解除できるものとします。

- (1) 顔情報が登録された当社口座を解約した場合
- (2) 自らまたは第三者の生体情報を複製して取引を試みる行為または類する行為をしたと認められる場合
- (3) 本サービスの利用において法令や公序良俗に反する行為に利用されまたはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 本規定または取引規定等に違反するなど相当な事由が生じた場合

#### 第8条（暗証番号等の管理）

1. 登録カード、暗証番号および顔認証パスコードは、お客さまの責任において、第三者に盗用、不正使用等されないように厳重に管理してください。
2. お客さまは、登録カード、暗証番号および顔認証パスコードについて、紛失または窃取された場合および他人に使用された懸念がある場合は、ただちに当社所定の方法により届出てください。この届出に対し、当社は顔情報の登録解除等の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。

3. 前項の場合で、本サービスの利用を再開するには、お客さまは改めて第4条第1項の方法により手続きを行ってください。

#### 第9条（偽造カード、変造カード、盗難カード等による顔情報の登録）

1. 偽造カードまたは変造カードにより、第三者に顔情報の登録が実施され、不正な払戻しが発生した場合、キャッシュカード規定第8条が適用されます。
2. 盗難カード等により、第三者に顔情報の登録が実施され、不正な払戻しが発生した場合、キャッシュカード規定第9条および第10条が適用されます。

#### 第10条（本サービスの中止・終了）

当社は、次の各号のいずれかに該当するときは、お客さまに事前に通知し、またはやむを得ない場合は事前に通知せずに、本サービスの全部または一部の提供を中止し、または終了することができるものとします。これにより、お客さまが本サービスを利用することができない場合でも、当社は一切責任を負いません。

- (1) 本サービスを提供するために必要なシステム、設備の保守上または工事上必要なとき
- (2) 本サービスを提供するために必要なシステム、設備に障害が発生したとき
- (3) 天災・火災・騒乱などの不可抗力、お客さまもしくは通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピューターの障害および電話の不通など、または裁判所等公的機関の措置など、当社の責によらない事由により、本サービスの提供が遅延または不能となったとき
- (4) その他当社の事情により本サービスの提供が続けられないとき

#### 第11条（個人情報の取扱い）

当社は、第4条第1項に定める顔情報の登録手続き等を通じて取得するお客さまの個人情報を、当社のホームページに掲載する「プライバシーポリシー」に基づき、適切に取扱いします。

#### 第12条（免責事項）

1. お客さまは、本サービスの利用による一切の責任を負うものとします。当社は、本サービスについて、その完全性、正確性、確実性、有用性、お客さまの利用目的への適合性、適時性等につき、保証を行うものではありません。
2. 当社がATM上に表示する操作方法と異なる方法によるお客さまの操作等により、本サービスを利用することができない場合でも、当社は一切責任を負いません。
3. お客さまの携帯電話の不具合等により本サービスを利用することができない場合でも、当社は一切責任を負いません。
4. 通信機器、回線、インターネット、コンピューター、ソフトウェア等の障害など、第三者によるサービス提供が十分に行われないことにより、お客さまが本サービスを利用できない場合でも、当社は一切責任を負いません。

#### 第13条（本サービスの改廃）

当社は、本サービスの内容を当社の都合で改廃（本サービス自体の廃止を含みます。）することがあり、本サービスの改廃のために、本サービスを停止させていただく場合があります。

**第 14 条（規定の変更）**

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

（2025 年 2 月 6 日制定）